

○議長（茅沼隆文）

日程第9 議案第45号 開成町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、公共下水道事業に同法の全部を適用したいため、開成町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第45号開成町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出、開成町長、府川裕一。

今回の条例改正の理由ですが、国土交通省は下水道事業の透明性等の観点から下水道事業の公営企業会計の導入を推進しております。人口3万人以上の地方公共団体は、平成31年度まで、それ以外の公共団体は可能な限り、公営企業法の導入を求めています。そのため、同省及び総務省は平成27年度から、平成31年度までを、集中取り組み期間として、移行マニュアルの公表や、地方財政措置等の支援策を実施しております。開成町の公共下水道事業は、平成元年度からの共用開始から、今日まで多額の公共下水道事業を実施しております。公共下水道事業における、資産状況の適正な把握と、将来にわたる計画的な施設の建設、維持管理が必要であると認識し、平成28年度に平成31年度から、公営企業会計移行を決定し、平成28年度から予算措置をし、公営企業会計移行事務を実施してきました。今回の条例改正は平成31年4月より開成町公共下水道事業を地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定を適用するため、開成町水道事業の設置等に関する条例に開成町公共下水道事業を加える改正を行うものでございます。

1ページをおめくりください。

開成町条例第 号 開成町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

開成町水道事業の設置等に関する条例（昭和47年開成町条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

開成町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後の欄を御覧ください。

第1条第2項は同条例に公共下水道事業を加えるために新設するものでございます。第1条の2は公共下水道事業を地方公営企業法第2条第3項の規定に基づき、その全部を適用するため、条例で定めるものです。第2条は改正前の水道事業に、改正後、公共下水道事業を加え、水道事業及び、公共下水道事業及び公共下水道事業（以下、上下水道事業という）に改めるものです。

第2項は改正前の水道事業の給水区域、給水人口、1日最大給水量を第2項、第3項、第4項で規定していたものを、第2項の第1号、2号、3号に移し、新たに第3項に公共下水道事業の排水区域面積、排水人口、一日最大汚水量を国に認可されました開成町公共下水道計画に基づき、第1号、第2号、第3号に規定したものです。第3条は改正前の水道事業を改正後、上下水道事業に改めるものです。

第2項は改正前の水道事業を改正後、上下水道事業に、事務を処理する部署を改正前の上下水道課から、改正後、まちづくり部に改めるものです。第4条から第7条、次のページの4ページ、第2項までは、改正前の水道事業を改正後、上下水道事業に改めるものです。

附則です。この条例は平成31年4月1日から施行する。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

6番、菊川議員

○6番（菊川敬人）

6番、菊川です。

提案理由については、町長から朗読がありましたので、理解したところでありますが、条例の第2条のところで、水道事業及び公共下水道事業と、なったわけがありますが、条例の中身というよりも、私たちが理解しなければいけない部分として、質問をさせていただきます。

3万人以上は義務化を義務付けられをされたと、それ以下は、できる限り努力義務みたいな形であろうかと思えます。この公共下水道が水道事業と一緒にしたことによる町の担当部局のメリットというのは、何か発生してくるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

菊川議員の御質問にお答えいたします。

担当部局のメリットですか。基本的には担当の実質の部分は法律上は事務処理はまちづくり部という形で処理をしますけれども、基本的に中身は変わってないことになるわけです。特別会計だったものは公営企業会計だったり、そのもの事業のメリットというのは、るるありますけれども、担当部署のメリットというのは、ちょ

っとその御質問の意味がいまいち分からないんですけれども。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

水道事業と公共下水道と一緒に会計になるわけですよね、同じく企業会計になることによって、現状のやられている作業内容とか、今度一緒になることによって、何か変わってくるというのは、あるのでしょうか。

○まちづくり部長（石井 護）

いわゆる効率化が図れるかというか、そういう意味でございますか。それにつきましては、今、現在御存知のと通りの体制で、水道事業は公営企業会計、上水道は。下水道については特別会計という形で、それぞれのシステムがあつたりしていましたが、これを今度是一緒のシステムになりますから、そういった意味では効率化にはなっていると思います。

今度、水道上水と同じ方式で全部で行いますので、2通りの作業というのが、一通りの作業という形になるので、その辺も職員にとってはメリットはあるかと思えます。

○議長（茅沼隆文）

良いですか。ほかに質問ございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質問がないようですので、質問を終わりといたします。続いて討論を行います、討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第45号 開成町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決されました。